

地域経済活性化支援機構の概要

平成25年3月18日、企業再生支援機構を「地域経済活性化支援機構」へ抜本的改組・機能拡充し、業務開始

〔 英文名 : Regional Economy Vitalization Corporation of Japan 略 称 : REVIC (レヴィック) 〕

事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた**事業再生支援**や、**新事業・事業転換**及び**地域活性化事業**に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた**地域経済の活性化**を図る。

地域

A 事業再生を目指す企業

- ・事業の選択と集中
(円満な退出を含む)
- ・事業の再編



- ・足腰の強い経営体の構築
- ・過剰供給構造の是正

B 新事業・事業転換を目指す企業

C 地域活性化事業を行う企業

健全な企業群の形成
↓
雇用の確保・創出

事業再生の難易度が高い、地域の中核的な企業を重点的に再生支援

再生計画策定支援、債権者間調整、債権買取り
出資・融資・債務保証、専門家の派遣

再生支援

再生計画策定支援
債権者間調整
出資・融資

中小企業再生支援協議会

地域金融機関

事業再生子会社
(連結子会社)

事業再生ファンド

専門家の派遣
出資・融資等

事業計画策定支援
出資・融資

地域金融機関

地域活性化ファンド

専門家の派遣
出資

地域経済活性化支援機構(資本金231億円)

① 直接の再生支援

- ・支援決定期限:平成30年3月末
- ・支援期間:「5年以内」
- ・大企業について、支援対象事業者名を公表等

② 地域の再生現場の強化

- 中小企業再生支援協議会、地域金融機関に対する専門家の派遣等連携の強化
- 事業再生子会社に対する専門家の派遣、出資・融資
- 事業再生ファンドに対する専門家の派遣、出資

③ 地域活性化に資する支援

- 地域金融機関に対する専門家の派遣
- 地域活性化ファンドに対する専門家の派遣、出資

※地域経済活性化支援機構は、時限的に設立された機構であり、ファンド等への出資決定期限は平成30年3月末、機構の業務完了期限は平成35年3月末。